

第 29 回生産物分類策定研究会（意見交換） 議事概要

- 1 日 時 令和 2 年 10 月 9 日（金） 9：00～12：00
- 2 場 所 書面開催（但し、構成員及び審議協力者とは、上記の日時に web による意見交換を行った。）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）経済産業省

4 議 題

- 1 研究会における議論等を踏まえた修正等について
 - ・ E 製造業①（16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業）
 - ・ E 製造業②（09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連事業、32 その他の製造業）
- 2 卸売業、小売業で設定する生産物分類について

5 概 要

事務局から、資料に基づき、第 27 回及び第 28 回研究会における議論等を踏まえた修正等（E 製造業①及び②）について説明があった。さらに、卸売業、小売業で設定する生産物分類に係る分類原案の作成方法等についての説明があった。

主な意見は以下のとおり。

【1 研究会における議論等を踏まえた修正等（E 製造業①及び②）について】

（統合分類「運動用靴・履物」の内容例示及び「履物」に係る分類を紳士用、婦人用・子供用に区分することについて）

- 素材別で分類するよりは、用途別で分類する方がよいと考えるため、履物案①に賛成する。その上で、履物案①を見た場合、運動用靴と競技用靴との線引きはどのようにすべきかという疑問がある。また、競技用靴の中に登山靴が含まれているが、一般の人が登山の際に履く登山靴は競技用といえるのかということも疑問である。
 - その疑問に関連して、バスケットシューズなども競技に使う一方で、日常履いている人もいると思うが、これはどこに入るのか。
 - バスケットシューズなどについては、生産時に設定された用途に基づいて分類す

- るというように考えれば、競技用靴に分類するのがよいと思う。
- 調査に回答する生産者が、調査票に回答することができるように、分類項目に含まれるものを内容例示にしっかりと記載していただきたい。
 - 履物案①と案②を比べた場合、用途別の分類という意味からすれば、案①の方がよいと考える。
 - 業界内の同業組合においては、今回の案①のような項目を用いて、統計の公表がされていることから、案①でも調査を行うことは可能と考えている。
 - 履物について提示された2つの案については、案①を採用することとする。
- 詳細分類「男子靴」及び「婦人靴」の定義・内容例示に「布製の靴を除く」という記載があるが、布製の靴とはどのようなものがよく分からない。
- 布製というのは素材による分類になるので記載を削除し、靴の分類は用途により行うこととする。
- 地下足袋は詳細分類項目としてある一方で、詳細分類「他に分類されないその他の靴・履物」の内容例示にも記載がされており、重複している。地下足袋は作業用として使われるものであるため、詳細分類「作業用靴」に入れてはどうか。
- 地下足袋を作業以外で履く人はあまりいないと考えられるため、詳細分類「作業用靴」に入れるということによいと思う。
- スリッパは、用途で考えると下駄や草履とあまり変わらないような気がするが、スリッパだけを詳細分類として分ける必要があるのか。
- スリッパについては、詳細分類「他に分類されないその他の靴・履物」に入れることとする。これにより、統合分類「その他の履物」については、詳細分類「競技用靴」、「作業用靴」及び「他に分類されないその他の靴・履物」の3項目を設定することとする。
- 統合分類「男子靴」及び「婦人靴」という名称になっているが、男子という言い方は子供も含まれてしまう。婦人に対しては紳士という言葉が対応すると考えられることから、名称を「紳士用靴」及び「婦人用靴」とするべきではないか。
- ご意見のとおりに変更することとする。

(再生紙の扱いについて)

- 紙・紙加工品の生産物分類(案)については、紙・紙加工品の種類ごとに再生紙を含むものと再生紙を除くものが統合分類を分けて設定されている。これらは用途から見れば同じようなことに使われているかもしれないが、統合分類を分けたために項目数が2倍になっている。このように統合分類を分けて設定することについてはいかがか。
- 社会的にも、再生紙とそうでないものとは違う製品であると認識し始めていることから、分類項目を分けて設定することは仕方がないと考える。
 - 再生紙を使用している紙製造業と、再生紙を使用していない紙製造業とが分けられ

れば、産業分類で分けるということもあるかもしれないが、1つの工場で両方の紙の製造をしており、産業分類では分けられないということであれば、生産物分類で分けるということになるのかもしれない。

- 再生紙を設定することについては消極的な意見である。再生紙は、本来の用途に加えて環境保全が用途であるということになるのかもしれないが、再生紙の使用率は製品によっても相当違いがあり、それらの全てが再生紙を使っているから環境保全用だというように分けられるということについては、そこまでやる必要があるのかという気がする。
- 再生紙を含むものと再生紙を除くものとは、統合分類では分けずに一つにしてしまい、詳細分類でそれらを分けるということではいかがか。
- 詳細分類で分けることに賛成である。初めは分けて設定を行い、必要がないということになれば、あとで見直しをしてもよい。
- 詳細分類で分けるということであれば、賛成である。
- 生産物分類の他の分類項目でも、用途が同じものは統合分類レベルでは区分せず、分類項目を区分する場合には詳細分類で区分するという整理をしている。今回の整理は、それと整合的であるという説明が可能である。再生紙を含むものと再生紙を除くものとは、統合分類では区別しないが、詳細分類で分けることとする。

(「印刷」に係る分類を生産動態統計に基づき製品別に設定することについて)

- 「印刷」に係る分類については「製品別の区分」としたいとのことであるが、設定する分類で中小企業の事業者が調査において回答することは可能か。生産物分類を策定した後に、調査を実施する際の試験調査で調査票に回答がされないために、本調査に生産物分類を採用しないというのは、避けるべきことだろうというように思う。事前に2～3社にでも確認を行い、この生産物分類で絶対に大丈夫だということは分からなくても、この生産物分類では絶対に回答が出来ないということが分かれば、それについては検討をする必要があるだろうと思う。
- 生産物分類の検討期間の中で整理が出来る部分については、整理をする必要があると考える。

(詳細分類「その他の衛生医療用繊維製品」に含まれる「衛生マスク」の扱いについて)

- 「衛生マスク」については、現在、注目度も高く、今後もそれは続いていくように思われるため、統合分類として設定することとしたい。
- 「衛生マスク」ということは衛生用でないマスクがあるのか。分類項目名称としては、「マスク」でよいのではないか。
- 産業用の防塵マスクも衛生マスクに該当するものなのか。それが該当しないということであれば、衛生という言葉は残した方がいいということもあるかもしれない。

- 業界団体にも、もう一度確認をする。
- 衛生マスクについては、「衛生マスク（医療用）」というように、〇〇用を括弧の中に入れるという分類項目名称にしている。一方で、本日議論をした履物については、「子供用靴」いう分類項目名称にしていたが、〇〇用という表記の名称への付け方については、整合性を取っておいた方がよいと考える。
- 業界団体のホームページでは、家庭用マスク、医療用マスク、産業用マスクというように記載がされている。これに合わせることで整合的であるかと思われるので、微修正をお願いしたい。

(完成品と部分品に係る統合分類の設定の考え方について)

- 工業統計では用語の整理がされているが、世の中では一般的に半製品という言葉を用いる意味で使っているケースがある。半製品、部分品、仕掛品という紛らわしい3つの言葉については、区別をしておいた方がいいのではないかと思う。

(「策定の考え方」の「1. 製造業の生産物分類策定の基本的な考え方」について)

- 提示された3つの修正案のとおりで差支えない。
 - 修正案のうち、1番目の文章で「…賃加工は、…場合は、」と、「…は」が2回続いているのには違和感がある。微調整をお願いしたい。
 - 修正案のうち、2番目の文章で「…他の企業の事業所の所有する製品等に加工するサービス（賃加工サービス）」と記載されているが、「製品等に」ではなく「製品等を」ではないか。
 - 同じ文章で「他企業の事業所の所有する製品等」と記載されているが、「事業所」が所有するという表現には違和感がある。
 - 事業所が所有することはなく、所有は企業がするわけであるので、「事業所」という文言は取るべきだと考える。
 - 同じ文章の前半部にも「他企業の事業所から支給された…」と記載されているが、ここも「他企業から支給された…」に修正することでよいか。
 - 経済産業省が作成した文案は、工業統計のマニュアルから文言を引用している。工業統計は事業所を対象とした調査であるため、「他企業の事業所」と書いているが、外部向けには「他企業」というように直しても差し支えないかと思う。
 - ご意見を踏まえると当該文章は、「他企業から支給された主要原材料を使用して製造し、あるいは他企業の所有する製品等を加工するサービス（賃加工サービス）」というようになるが、この案で問題がないかどうかは確認をしてもらい、問題がなければ、これで修正をお願いしたい。

(議事1に関し、第27回及び第28回研究会における議論等を踏まえたその他の修正等に

ついて)

上記以外のそれぞれの修正案についても内容の確認が行われ、案のとおりですること
で了承がされた。

【2 卸売業、小売業で設定する生産物分類について】

(財分野の生産物分類との整合性を確保する必要性について)

- 卸売業、小売業で設定する生産物分類をそもそもどう作るかということが論点になる。経済センサスー活動調査の商品分類一覧を前提に検討を行うことが提案されているが、財分野の生産物分類との整合性を取る必要はないか。
 - 生産物ごとにマージン率等を求めなければならないため、扱っている財との整合、生産物との整合は必要だと思う。
 - あとで、生産物分類全体を NAPCS の方式でまとめるとすると、やはり財ごとにそれを扱う商業が入っているということになるのではないか。
 - それでは、卸売業、小売業で設定する生産物分類については、財分野の生産物分類と整合的に作成することを基本的な方針とする。

(販売形態、店舗形態などのいわゆる“業態”に係る取扱いの必要性について)

- サービス分野の生産物分類の作成においては、インターネット販売とそうでないものを分けているものもあったという中で、卸売業、小売業で設定する生産物分類については、インターネット販売をどのように扱うか。
 - インターネット販売が分かれていると、それを調査しなければならなくなる。調査において回答が可能かどうかについては、確認をした方がよいと思われる。
 - 品目別にインターネット販売や店舗販売の割合を把握出来るかどうかという情報は何かあるか。
 - 品目別に記載させることによる記入者負担ということを考えると、ためらいがある。情報という点では、通信販売の業界団体においても商品分類を設定しているので、一度、話を聞いてみる必要はあろうかと考えている。
 - インターネット販売は、デジタルエコノミーのような話の中でも区分をしていくことが重要だと言われており、分けることができれば理想的である。また、サービス分野の生産物分類において、ソフトウェアをインターネット販売と店舗販売とに分けていることからすれば、理論的には分けてもいい話かとも思う。ただ、回答ができるかということはあるので、記入者負担あるいは回答可能性については確認をお願いしたい。
 - インターネット販売については、何がインターネット販売に当たるのかといった定義の明確化をしないと、調査も難しいのではないかと感じている。
 - インターネットで注文をして店舗で商品を受け取る場合については、eコマース

とそうではない普通の販売とにダブルカウントされてしまうのではないかというような懸念もあるので、定義については引き続き検討をする必要がある。

- 百貨店やコンビニエンスストアというような、いわゆる業態分類については、産業分類で分けるべきものであり、生産物分類に入れる必要はないと考えるがいかがか。
 - 産業分類は扱う商品で分類しているという認識である。生産物分類が何を売っているかで設定するとすれば、産業分類とほぼ対応してしまうことになるが、それでいいのだろうか。
 - そこは、産業分類を変えなければいけないという話もあるとは思う。
 - その時は生産物分類が物を扱って、産業分類が業態という話になるかと思う。
 - それでは業態については、事業所のアクティビティの問題であるので、産業分類で整理をしていただくという方針とする。

(「再生資源」(卸売)、「中古品」(小売)の区分の必要性について)

- もう売り物にはならない家電が有償で引き取られて、リサイクルされる場合には再生資源になり、まだ価値があるもので、有償で引き取って転売されるのであれば、中古品の販売という理解になるのだろうか。この辺りは微妙なところだが、再生資源としてのリサイクルと転売のケースがある。これは今までの再生資源のところにはなかったものであるし、そもそもそれが商業なのかどうかも分からない。仮にそれが商業であったとすれば、そういうものが今まで商業統計、あるいは経済センサスの商業部門にどのように入っていたのかという点については確認をしていただきたい。また、もし必要であれば、分類を付け足すということもあり得る。
- 中古品と新品とでは、性能は違うかもしれないが、中古品だからといって、機能や用途が変わったとは言えないので、そういう観点からあえて生産物分類として分ける必要はないと考える。
 - 私が心配しているのは、中古品の売買であれば産業連関表上にはマージンのみを計上することになり、新品と中古品ではマージン率が異なる可能性もあるため、新品のマージンとは区別して推計をしなければならないが、そこを区別しないで調査を行った際に、あとで問題なく推計が出来るだろうかということである。
 - マージンが違うということを議論すると、業態によってもマージンは違ってくるので、特にその点に関して考える必要はないのではないか。
 - そもそも、商業の生産物の違いをどう捉えるかについては、2つ考え方があり、マージンの違いに注目して生産物を分けるとする考え方もありえるが、先生方の本日の御議論を踏まえると、財そのものを生産物の区分に用いるということを立てて置いた方がよろしいかと思う。
 - 現在、経済センサスー活動調査における小売部門の商品分類一覧には中古品とし

て、乗用車の中古とトラックの中古、中古電気製品、古本、骨董品、中古品（骨とう品を除く）という項目がある。

- 乗用車の新車と中古ではマージン率に違いがあり、中古品でも本当に必要なものについては分類を分ける必要があるというように感じる。新品と中古品とで全く同じ商業活動が行われているのであれば、それらすべてについて生産物分類を設定する必要はないということを基本としながらも、新品と中古品とで少し違うことをしていたり、サービスの品質が違うというものについては、分類を分けることを検討することとしたい。

（「製造小売」の取扱いについて）

- 飲食店ではテイクアウトをやっているが、あれは一種の製造小売だ。テイクアウトとパンや菓子の製造小売とで、何が違うのかはよく分からない。
 - 製造小売は昔の商店街で見られたようなイメージかと思うが、例えば、パソコンのように製造した工場から直接小売をしているというケースで、増えているようなものがあるという話はないか。
 - オーダーメイドで頼んで直送されるというようなケースはあると思う。ただし、それは製造業に分類される。
 - このような場合の整理としては製造業であり、製造卸なのか製造小売なのかは別途、統計で必要ならば取るといった整理がすっきりするのかもしれない。
 - 私も製造業が財と小売サービスを生産しているというように認識している。
 - それでは、製造小売については、生産物分類で特段、区分はしないという方向性とする。

（以上）